

○事務官等の定年制度の運用について（通達）

昭和 59 年 11 月 28 日
海幕人第 4919 号

改正 昭和 61 年 2 月 13 日 海幕人第 690 号〔普通昇給の実施に関する
通達等の一部変更について（通達）14 項による改正〕

平成 5 年 3 月 22 日 海幕人第 1348 号〔第 1 次改正〕

平成 19 年 1 月 9 日 海幕人第 44 号〔第 2 次改正〕

平成 22 年 11 月 17 日 海幕人第 8887 号〔第 3 次改正〕

平成 26 年 5 月 30 日 海幕人第 4859 号〔第 4 次改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

事務官等の定年制度の運用について（通達）

標記について、自衛隊法の一部を改正する法律（昭和 56 年法律第 78 号）及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令（昭和 59 年政令第 265 号）の規定により、昭和 60 年 3 月 31 日から施行されるため、下記のとおり定める。

記

1 事務の総括

本通達の運用に関する事務の総括は、警備区域の部隊等から任命権に関する訓令（昭和 36 年防衛庁訓令第 4 号。以下「訓令」という。）第 62 条の指定部隊等を除いた部隊等（以下「部隊等」という。）について、各地方総監が行う。

2 定年退職関係

- （1）事務官等は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 44 条の 2 第 1 項の規定により、法第 44 条の 3 第 1 項の規定により引き続いて勤務する場合を除き、定年退職をすることとなる日の満了とともに当然退職する。
- （2）法第 44 条の 2 第 2 項第 1 号の医師及び歯科医師とは、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 2 条の規定による免許又は歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 2 条の規定による免許を有する者のうち、医療業務に従事する者をいう。
- （3）併任されている事務官等の定年退職については、本務に係る官職による。

3 定年に達している者の任用関係

- （1）自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号。以下「政令」という。）第 59 条の 5 第 1 項の防衛大臣が定める職は、防衛省の一般職に属する職、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和 26 年法律第 99 号）第 1 条に規定する公庫に属する職、国家公務員等退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 9 条の 2 に掲げる法人に属する職及び特別の法律の規定により国家公務員等退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 7 条の

2の規定の適用について同条第1項に規定する公庫等職員とみなされる者を使用する法人に属する職とする。

- (2) 政令第59条の5第2項の異動には、併任は含まれない。
- (3) 政令第59条の5第2項ただし書の規定により、勤務延長している隊員で特別の事情がある場合には、地方総監及び訓令第62条の指定部隊等の長（以下「地方総監等」という。）は、あらかじめ海上幕僚長に勤務延長事務官等の異動上申書（別紙様式第1）により上申するものとする。

4 勤務延長関係

- (1) 勤務延長（法第44条の3第1項の規定により事務官等を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）又は同条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合には、当分の間、地方総監等は、あらかじめ海上幕僚長に勤務延長上申書（別紙様式第2）又は勤務延長の期限の延長上申書（別紙様式第3）により上申するものとする。
- (2) 政令第59条の6の各号の一に該当するか否かの判断は、本務に係る官職により行うものとする。
- (3) 休職等により身分を保有するが職務に従事しないこととされている事務官等については、勤務延長を行うことはできない。
- (4) 勤務延長の事務官等が他の官職に異動した場合において、当該異動の日が異動後の官職に係る定年退職日以前であるときは、当該事務官等は、勤務延長の期限の定めのない事務官等となる。

5 その他の事項

- (1) 地方総監等は、部隊等及び指定部隊等の事務官等に係る定年年齢及び定年退職日を事務官等に周知するものとする。
- (2) 事務官等に交付する辞令書の「発令事項」欄の記入要領は、次のとおりとする。

ア 事務官等が定年退職する場合

「自衛隊法第44条の2第1項の規定により 年 月 日限り定年退職」と記入する。

注：自衛隊法の一部を改正する法律（昭和56年法律第78号）附則第3条の規定により退職する場合

「昭和56年法律第78号附則第3条の規定により昭和60年3月31日限り退職」と記入する。

イ 勤務延長を行う場合

「 年 月 日まで勤務延長する」と記入する。

ウ 勤務延長の期限を延長する場合

「勤務延長の期限を 年 月 日まで延長する」と記入する。

エ 勤務延長の期限を繰り上げる場合

「勤務延長の期限を 年 月 日に繰り上げる」と記入する。

オ 勤務延長事務官等が異動し、期限の定めのない事務官等となつた場合

「期限の定めのない隊員となった」と記入する。

カ 勤務延長の期限の到来により事務官等が当然退職する場合

「自衛隊法第 44 条の 3 の規定による期限の到来により 年 月 日限り退職」と記入する。

(3) 定年制度の実施後においても、組織の新陳代謝を促進し、計画的な人事管理を行うことにより、事務官等の士気の高揚を図り、もって公務の能率的運営を確保するため、個別的な退職の勧奨は行うものとする。

(4) 報告

ア 定年年齢特例適用者名簿

地方総監等は、法第 44 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定の適用を受ける事務官等について、昭和 59 年 12 月 31 日までに定年年齢特例適用者名簿（別紙様式第 6）により、海上幕僚長に報告するものとし、以後報告内容に変更が生じた場合は、その都度、速やかに同様式により、提出するものとする。

イ 定年退職予定者人事調書

地方総監等は、当該年度に定年に達する事務官等について、当該年度の 1 月 31 日までに定年退職予定者人事調書（別紙様式第 7）により、海上幕僚長に報告するものとする。

添付書類：別紙様式第 1 ～別紙様式第 7

別紙様式第 1

発 簡 番 号
年 月 日

勤務延長事務官等の異動上申書

海上幕僚長 殿

上申者 _____ 印

勤務延長事務官等の異動について、下記のとおり上申する。

記

- 1 異動予定者の氏名（生年月日・級・号俸）
- 2 所属及び官職（級）
- 3 定年年齢及び定年退職日
- 4 勤務延長の理由及び期限
- 5 現に従事している職務の内容
- 6 異動後の所属及び官職（級）
- 7 異動後の官職に係る定年年齢及び定年退職日
- 8 異動後の職務内容
- 9 異動させる理由
- 10 その他参考となる事項

別紙様式第2

発 簡 番 号
年 月 日

勤 務 延 長 上 申 書

海上幕僚長 殿

上申者 印

勤務延長について、下記のとおり上申する。

記

- 1 勤務延長をする予定者の氏名（生年月日・級・号俸）
- 2 所属及び官職（級）
- 3 定年年齢及び定年退職日
- 4 現に従事している職務の内容
- 5 勤務延長の理由及び期限
- 6 その他参考となる事項

別紙様式第3

発 簡 番 号
年 月 日

勤務延長の期限の延長上申書

海上幕僚長 殿

上申者 印

勤務延長の期限の延長について、下記のとおり上申する。

記

- 1 勤務延長の期限を延長する予定者の氏名（生年月日・級・号俸）
- 2 所属及び官職（級）
- 3 定年年齢及び定年退職日
- 4 勤務延長の理由及び期限
- 5 現に従事している職務の内容
- 6 勤務延長の期限を延長する理由及び延長後の期限
- 7 その他参考となる事項

